

明けましておめでとうございます。早いもので富田事務所が開設してから2度目のお正月を迎えました。

昨年は初めて相続の講義を行ったり、3ページにある都北新聞からのインタビューを受けることができました。

今年も小さくても“華”をいくつも咲かせたいです。

さらなる実務研鑽に努めるとともに、地域に愛される行政書士を目指して精進しますので、本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

行政書士 富田 賢（北区赤羽2丁目）



富田事務所にてついに実施します！ ～1月29日無料相談会(相続・遺言)～

- 「遺言の書き方・作り方が分からない！」
- 「相続放棄はいつまでにやるの？」
- 「手書きの遺言が仏壇の引き出しから見つかったんだけど」
- 「遺言がなかった場合の遺産分割はどうやるの？」

相続・遺言に関する身近な法務相談に無料で応じます。昨年、相続の講義を行った富田行政書士が相談受付します。北区外の方でもご利用可。奮ってご利用下さい！

●日時

平成23年1月29日（土）午後1時～5時

●会場

行政書士富田賢事務所

東京都北区赤羽2丁目31番3号タグチコーポ101号室 ※大きな白い看板あり
JR赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口より、ともに徒歩6分

【ご注意】

当日は迷われないように、駅からの経路をしっかりと確認してからご来所下さい！
弊事務所は富田行政書士1人で運営しており、当日は中断なく相談業務に乗っているため、駅までお迎えに上がることができません。

●予約申込み

電話 03-3901-2153、FAX 03-3901-2164、メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp
のいずれかでご予約下さい。

①氏名 ②連絡のつく電話番号 ③希望時間帯（30分ごと）をお申し出下さい。
基本的にお1人様30分単位で、最高8人までお受けします。

相続講義特集（2）相続手続きの流れ②

（前号よりつづき、平成 22 年 10 月 3 日川口市立芝富士公民館の相続講義の再現）
右下フローの「遺言の有無の確認」の下の 2 つの点線四角で、左側には「(遺言が) あり」、右側には「(遺言が) なし」と入ります。

左の下図を辿っていくと、「家庭裁判所へ検認請求」とあります。「検認」とは、その遺言が有効であるか家裁でチェックする、と覚えて下さい。実際には相続人全員の戸籍謄本などが必要となります。公正証書遺言だとこの検認申請を省略できるという、強いメリットがございます。その下の矢印に、「遺言執行者の選任」とあります。執行者は、遺言の内容を実現する人といった意味ですが、後の章で説明します。

さらに下の矢印に進むと「遺産の分割」とあり、つまり誰がどの財産を相続するか、の段階となります。

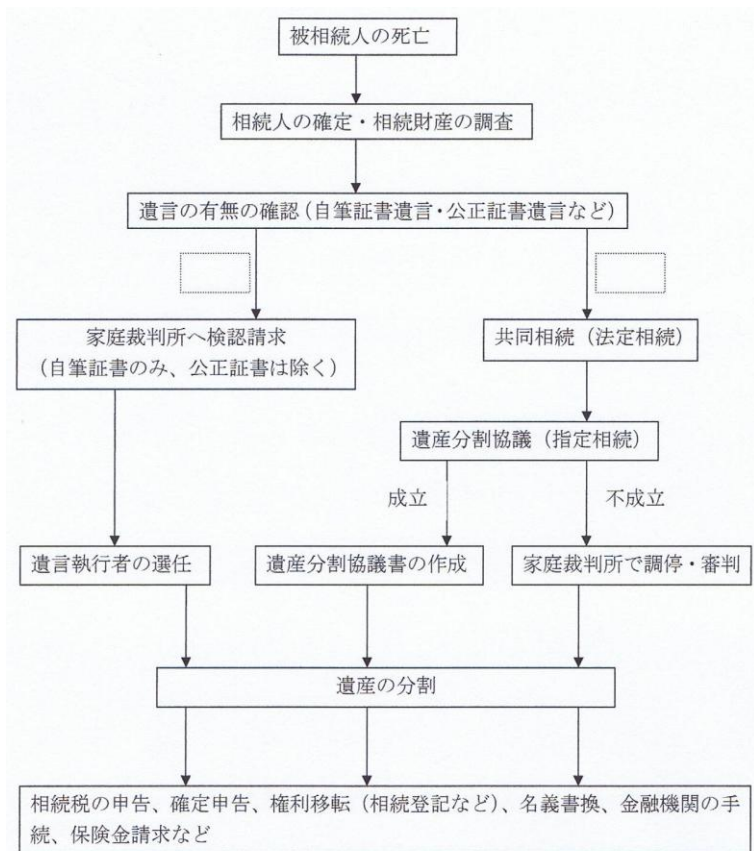
さきほどの「遺言の有無の確認」に戻り、「(遺言が) なし」で下に進んでみます。

矢印の下は、「共同相続（法定相続）」とありますが、これは民法で決めた割合で分けることを意味し、現実にはほとんどありません。

その下の矢印は、「遺産分割協議（指定相続）」とあり、こちらが圧倒的に多いです。すなわち協議とは話し合いの中身で、誰が何を相続するのかを決めていきます。自分の相続分がゼロであったとしても、参加しなければなりません。

「遺産分割協議」の下は矢印が 2 つに分かれ、片方が「成立」、もう片方が「不成立」となっていますね。協議が成立すれば、矢印の下にあるように、「遺産分割協議書の作成」となり、相続人全員分の実印の押印、印鑑証明書が必要となります。協議が不成立ならば、矢印下の「家庭裁判所で調停・審判」となります。その下の矢印で結局、「遺産の分割」に辿り着きます。ようやく誰が何の財産を相続するのか、完全に決定するのです。

最後にすべてのプロセスが、矢印下の「相続税の申告、確定申告・・・」で終わるようになっていきます。（次号につづく）



新鋭インタビュー

自己実現図り、地域に恩返し

行政書士、富田賢さん(赤羽2)

長引く不況下、若年層の雇用環境は悪化の一途を辿る。だが、現状に飽き足らず、敢えて独立・開業して夢を追う挑戦者も。そんな若き「新鋭」にスポットを当て、今後の展望を聞いた。

——行政書士の仕事に 考えています
ついて一言

「地域に役立てられる、とてもやりがいがある仕事だということです。毎月発行している事務所報を皆さまに配達する時に『代書屋のお兄さん』などと声を掛けられます。行政書士とはそうした身近な存在であるべきで、弁護士よりも敷居を低くし、相談を受け、仕事を頂く際も親身であるべしと

——開業までの経緯・動機

「川口市役所を考えあつて退職し、2年間の受験浪人を経て試験に合格しました。直後、建設業許可に特化した師匠の事務所補助者経験を1年間積み、昨年7月より地元・赤羽で開業に踏み切りました。市職員の経験を活かして、お世話になった地域に自分の力を還元し



志茂出身。昭和48年生まれ、37歳。法政大学卒業後、川口市役所に勤務。平成20年行政書士試験合格。昨年7月、事務所を開業。趣味は音楽、映画鑑賞。モットーは「明朗、誠実、一生懸命」。両親と3人暮らし

恩返ししたい。また、自己実現を図り、高めたいとの思いから、行政書士になりました」
——相談時、心掛けていることは
「相談者自身が何を相談したいのかまとめきれないことが意外と多

く、一通り傾聴した後、こちらから質問したり、まとめてあげたりします。また、事前に内容が分かっているれば説明書を作成し、渡します。そうすると秩序立てて説明しやすくなります。面談を重視し、事務所はお客様にご来所

いただける運営スタイルとしています。主な業務は相続、建設、宅建、会社創設などです」
——将来展望は

「最近、古巣の川口市公共施設で相続の初講義をさせていただきました。地元・北区を始めとして、同業者向けではなく住民(初心者・お年寄り)向けの講義は続けたいです。また現在、実務研鑽を積むのはもちろん、いつか開業体験記を発刊したいという夢があります」
問い合わせ ☎(3901)2153、FAX(3901)2164、info@stmo@kdr.biglobe.ne.jp、赤羽2-31-3-101 行政書士富田賢事務所

メンタルヘルス・マネジメント検定試験 Ⅱ種ラインケアコースに合格！

去る11月7日、大正大学キャンパスで受験し、12月17日に合格通知を頂くことができました。2006年から大阪商工会議所の主催により開始した検定で、経営者・人事労務担当者から一般社員まで、それぞれの立場と職務に応じたメンタルヘルス・マネジメントの知識の習得を促し、人事労務管理の視点からメンタルヘルス対策の推進をサポートすることを目的としています。

私が合格したⅡ種ラインケアコースとは管理者向けです。将来的に弊事務所でもパートナーや補助者を導入した際、知っておくべき知識と思い勉強しました。

現実には様々な企業ではメンタルヘルスに向けた取り組みについて不十分なところも多いのではないのでしょうか？ 職場ストレスが年々増大し、年間自殺者数も3万人を超える現代において、すべての人が真剣に考えるべき課題でしょう。

私の前職である市役所の同僚で、係長昇任試験を受験する方がおられます。私はこの検定試験の存在を教え、「管理者としての見識を深めて欲しい」と諭しました。いずれ学習テキストを貸与するつもりです。

メンタルヘルス不全は一部の特殊な人だけがなる特別な病気ではありません。働く人たちの心の不調の未然防止と活力ある職場づくりをめざすことで、個人も職場環境もすべて幸せになることができるのです。

富田事務所と地域コミュニケーション広場

● 12月19日（日）

午後4時15分から北区立なでしこ小学校（私が昭和61年卒業時は第二岩淵小学校）の正門広場にて、毎年恒例のイルミネーション点灯式が行われました。1月10日（月）まで見る事ができるようです。素敵な試みだと思います。お知らせ頂いたなでしこ小学校同窓会の役員様、有難うございました！

平成23年1月5日発行（不定期発行）第18号

発行 行政書士富田賢事務所 行政書士 富田 賢(とみた まさる)

〒115-0045 東京都北区赤羽2-31-3 タグチコーポ101号室

JR 赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口下車ともに徒歩6分

電話 03-3901-2153 FAX 03-3901-2164

メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp

URL <http://www7b.biglobe.ne.jp/~gtmo/>

ブログ <http://ameblo.jp/gyousei-tomitamasaru/>

※ホームページ・ブログともに「行政、富田」により上位検索で出ます。

相続、建設・宅建、会社設立、内容証明、各種許認可